

おくやみの手続きについての

ご案内

～おくやみサポート～

葉山町



ご遺族および関係者の方へ

謹んで哀悼の意を表します。この度の届出に伴い各種手続等についてご案内いたします。身近な人が亡くなられたのちの手続きについては、お亡くなりになった方によって手続きが異なり、また、医療保険や町税に関することなど多岐にわたるため、ご遺族等の負担となることもあります。

葉山町では、それらを少しでもわかりやすく、少しでもご負担が少なく安心して手続していただけるよう、「おくやみサポート」として、ご案内させていただきます。このパンフレットをご一読いただき、ご不安なことがありましたらご遠慮なくお問い合わせください。

葉 山 町

目次

「おくやみサポート」できせていただくこと	・・・ 4
おくやみサポート案内図	・・・ 5
1番窓口 町民健康課（戸籍相談係）	・・・ 6
2番窓口 町民健康課（保険年金係）	・・・ 7～10
3番窓口 福祉課	・・・ 11
7番窓口 子ども育成課	・・・ 11～12
4番窓口 税務課	・・・ 13～14

「おくやみサポート」でさせていただくこと

○まずは、パンフレットで必要な手続きや持参するものをご確認ください。

○役場庁舎1階にある町民健康課1番の窓口にお越しください。

○手続きに来られた方に故人の情報をヒアリングし、必要な手続きを抽出の上、概要や相談窓口をご案内いたします。

※直接各窓口で手続きをしていただくことも可能です。また、「おくやみサポート」の利用状況によってはお待ちいただく場合があります。

○ご不安、ご不明な点がありましたら、お電話等でのご相談やお問い合わせにご対応させていただきます。

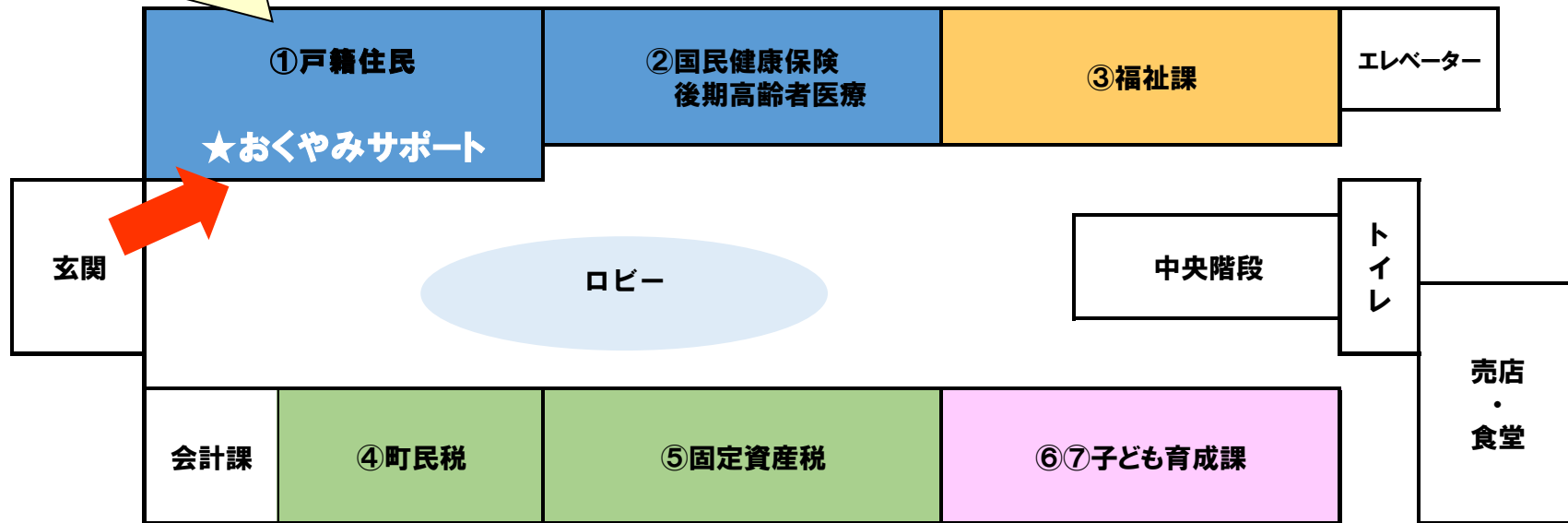
葉山町福祉部町民健康課 戸籍相談係

電話番号 046-876-1111 内線 202~204

(次ページの案内図をご参照ください。)

葉山町役場 庁舎(1階)案内図

★みなさまの手続きをサポートいたします。
まずは、こちらの窓口にお越しください。



死亡届提出後の手続き



葉山町役場 046(876)1111

【ご家族がお亡くなりになったときの町役場での主な手続きのご案内です。】

(1 番窓口 町民健康課 戸籍相談係)

対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
世帯主であった ※単身世帯であった方はお手続きの必要はありません。	残された世帯員が二人以上いる場合は、新しい世帯主を登録する手続きが必要です。	亡くなった日から2週間以内(期間を過ぎてしまった場合でも、お手続きができます)	同じ世帯だった方 (上記以外の方が手続きする場合、同じ世帯だった方からの委任状が必要になります)	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	(1番窓口) 町民健康課	<input type="checkbox"/>
印鑑登録をしていた	印鑑登録証を返却してください。	速やかにお手続きをお願いします。	<u>どなたでもお手続きができます。</u>	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証		<input type="checkbox"/>
住民基本台帳カードを持っていた	住民基本台帳カードを返却してください。			<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード		<input type="checkbox"/>
特別永住者証明書または在留カードを持っていた	東京入国管理局横浜支局へ直接ご持参いただくか、入国管理局おだいば分室あてに送付して返却してください。	亡くなった日から2週間以内	中長期在留者の親族又は同居の方	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書または在留カード	<input type="checkbox"/>	

(2番窓口 町民健康課 保険年金係)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
国民年金のみに加入していた年金受給者であった ※死亡者の加入していた年金により手続きが異なります。詳細は 横須賀年金事務所 にて確認の上、手続きしてください。 ◇ 横須賀年金事務所 住所:横須賀市米が浜通 1-4 電話:046(827)1251	受給権者死亡届を提出してください。	随時	遺族の方	<input type="checkbox"/> 年金証書 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 死亡事実を明らかにできる書類	(2番窓口) 町民健康課	<input type="checkbox"/>
	未支給年金の請求手続きをしてください。		生計を同じくしていた下記のいずれかの方 ① 配偶者 ② 子 ③ 父母 ④ 孫 ⑤ 祖父母 ⑥ 兄弟姉妹 ⑦ その他①～⑥以外の3親等内の親族 ※請求できる優先順位は①～⑦の順です。	<input type="checkbox"/> 死亡者の年金証書 <input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 死亡の確認できる書類(死亡者の住民票除票) <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(続柄・本籍入り) <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者の関係がわかる書類(戸籍謄本等) <input type="checkbox"/> 生計同一についての別紙の様式(亡くなった方と請求する方が別世帯の場合)		<input type="checkbox"/>

(2 番窓口 町民健康課 保険年金係)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
<p>死亡日の前日において国民年金第 1 号被保険者として保険料を納めた月数が 36 月以上ある年金加入者で、年金を受給することなく亡くなった</p> <p>※死亡者の加入していた年金および納付状況などにより手続きが異なります。詳細は<u>横須賀年金事務所</u>にて確認の上、手続きしてください。</p> <p>◇ 横須賀年金事務所 住所:横須賀市米が浜通 1-4 電話:046(827)1251</p>	<p>(対象者のみ) 死亡一時金の受給</p>	随時	町民健康課保険年金係にご相談ください。	<p><input type="checkbox"/>請求者名義の普通預金通帳</p> <p><input type="checkbox"/>請求者の印鑑（朱肉使用）</p> <p><input type="checkbox"/>死亡の確認できる書類（死亡者の住民票除票）</p> <p><input type="checkbox"/>請求者の世帯全員の住民票（続柄・本籍入り）</p> <p><input type="checkbox"/>死亡者と請求者の関係がわかる書類（戸籍謄本等）</p> <p>※別途、必要なものがあることがあります。詳細は<u>横須賀年金事務所</u>にて確認の上、手続きしてください。</p>	(2 番窓口) 町民健康課	<input type="checkbox"/>

(2 番窓口 町民健康課 保険年金係)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
国民年金のみに加入していた年金受給者であった ※死亡者の加入していた年金により手続きが異なります。 横須賀年金事務所 にて確認の上、手続きしてください。 ◇ 横須賀年金事務所 住所:横須賀市米が浜通 1-4 電話:046(827)1251	(対象者のみ) 寡婦年金、遺族基礎年金の受給	随時	町民健康課保険年金係にご相談ください。	<input type="checkbox"/> 請求者名義の普通預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑（朱肉使用） <input type="checkbox"/> 死亡の確認できる書類（死亡者の住民票除票） <input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票（続柄・本籍入り） <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 請求者の課税（非課税）証明書	(2番窓口) 町民健康課	<input type="checkbox"/>

(2 番窓口 町民健康課 保険年金係)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
国民健康保険に加入していた (0歳～74歳まで)	葬祭費の請求	葬祭を行った日の翌 日から2年	葬祭費の請求者は喪主様 になりますので、申請書は喪主 様に記載していただきます。 ご提出は代理の方でも受付 できます。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑（朱肉使用） <input type="checkbox"/> 喪主と葬祭日の確認できる書類 （会葬礼状・葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え	(2番窓口) 町民健康課	<input type="checkbox"/>
後期高齢者医療制度に加入して いた(75歳以上)			葬祭費の請求者は喪主様 になりますので、申請書は喪主 様に記載していただきます。 ご提出は代理の方でも受付 できます。 ※口座名義が請求者と異なる 場合は委任状欄の記入が 必要になります。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑（朱肉使用） <input type="checkbox"/> 喪主と葬祭日の確認できる書類 （会葬礼状・葬儀の領収書等） <input type="checkbox"/> 銀行等の口座番号の控え		<input type="checkbox"/>
	資格喪失届	速やかにお手続きを お願いします。	<u>どなたでもお手続きがで きます。</u>			

(3 番窓口 福祉課)		期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容					
介護保険被保険者証の交付を受けていた	介護保険被保険者証の返還	随時	<u>どなたでもお手続きができます。</u>	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 負担割合証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証	(3番窓口) 福祉課	<input type="checkbox"/>
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っていた	資格喪失の届出、手帳の返還			<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑		<input type="checkbox"/>
(7 番窓口 子ども育成課)						
教育・保育給付認定を受けていた お子さん	支給認定証の返還	随時	お子さんを養育していた方	<input type="checkbox"/> 支給認定証 <input type="checkbox"/> 印鑑	(7番窓口) 子ども育成課	<input type="checkbox"/>
0歳から中学校卒業までのお子さん	児童手当受給事由消滅届又は額改定届 小児医療証の返還			<input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 印鑑		<input type="checkbox"/>

(7番窓口 子ども育成課)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
0歳から中学校卒業までのお子さんを養育していた	未支払児童手当の請求	速やかに (手続きが遅れると、支給できない月が生じる場合があります)	亡くなった養育者に代わり お子さんを養育する方	<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 通帳又はキャッシュカード (亡くなった養育者に代わりお子さんを養育する方の名義) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> その他(世帯状況により必要となる書類が異なるため、担当課へ確認してください)	(7番窓口)	<input type="checkbox"/>
	児童手当認定請求					
	児童扶養手当認定請求(所得制限あり)					
	小児医療証又はひとり親医療証の申請(ひとり親医療証のみ所得制限あり)					
ひとり親の場合	上記に加え 児童扶養手当資格喪失届	14日以内		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	(7番窓口)	<input type="checkbox"/>
高校在学中のお子さんを養育していた	児童扶養手当認定請求(所得制限あり)	速やかに (手続きが遅れると、支給できない月が生じる場合があります)		<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 通帳又はキャッシュカード (亡くなった養育者に代わりお子さんを養育する方の名義) <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> その他(世帯状況により必要となる書類が異なるため、担当課へ確認してください)	(7番窓口)	<input type="checkbox"/>
	ひとり親医療証の申請(所得制限あり)					
ひとり親の場合	上記に加え 児童扶養手当資格喪失届	14日以内		<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	(7番窓口)	<input type="checkbox"/>

(4番窓口 税務課)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
町税(町民県税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税)を本人名義の □座振替で納めていた	納付方法の変更	随時 (ただし、届出の時期により、□座振替の再登録ができず納付書払いのみとなる場合があります)	相続人代表者等	* □座振替の再登録の場合 □銀行届出印またはキャッシュカード * 納付書払いに変更する場合 →その場で納付書を再発行いたします	(4番窓口) 税務課	□
原動機付自転車(125cc 以下)を持っていた ※125cc を超える二輪等については、別紙の「役場以外でのその他の手続き」を参照	バイクの名義変更や廃車	随時 (ただし、亡くなった年度の3月31日までに手続きが必要です)		□ナンバープレート □標識交付証明書 □印鑑		□

(4 番窓口 税務課)						
対象 (亡くなった本人について)	手続きの内容	期間	手続きができる方	必要なもの	担当課	確認
町税が課税されていた (過去5年以内に課税されていた 方も含む)	相続人代表者指定届の提出	随時	相続人代表者等	□印鑑	(4番窓口) 税務課	□

- ◇ 各世帯の状況等により必要な手続きは各々異なります。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。
- ◇ 住民基本台帳カードとは…住民基本台帳に記載のある方が、その住民基本台帳を管理している自治体に申請することにより発行したカードです。
(マイナンバー制度の施行に伴い、住民基本台帳カードの交付は平成 27 年 12 月 28 日で終了しました。)
- ◇ 個人番号カード及び通知カードは返納義務はありません。死亡後の手続きが必要な場合もありますので、そのままご親族様が保存していただくことをおすすめします。
- ◇ 亡くなられた方の住民登録及び印鑑登録の異動は、死亡届の提出に基づいて行いますので、手続きの必要はありません。



《役場以外でのその他の手続き》

手続きの内容	手続きできる場所	住所	電話番号
年金手続きについて	横須賀年金事務所	横須賀市米が浜通 1-4	046(827)1251
特別永住者証明書または在留カードについて	東京入国管理局横浜支局	横浜市金沢区烏浜町 10-7	045(769)1720
	入国管理局おだいば分室	東京都江東区青海 2-7-11	03(3599)1068
自動車について	(軽3輪、4輪) 神奈川県軽自動車検査協会	横浜市都筑区佐江戸町字宮田 770 番 1	050(3816)3118
	(それ以外) 神奈川運輸支局	横浜市都筑区池辺町 3540	050(5540)2035
相続税について	鎌倉税務署	鎌倉市佐助 1-9-30	0467(22)5591
土地家屋の名義変更について	横浜地方法務局横須賀支局	横須賀市新港町 1-8	046(825)6511
運転免許証の返納について	葉山警察署	葉山町一色 2034	046(876)0110
上水道について	鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町 12-18	0467(22)6200
被爆者手帳、特定疾患医療受給者証について	鎌倉保健福祉事務所	鎌倉市由比ガ浜 2-16-13	0467(24)3900